

# 建 森 全

第157号

令和2年5月1日

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3  
永田町ビル4階

一般社団法人  
全国森林土木建設業協会

発行責任者 高畑博之 TEL.03-3581-3336  
FAX.03-3581-3341



【神秘のカーテン 鍋ヶ滝】

【写真提供:熊本県小国町(熊本県森林土木建設協会)】

## 令和2年度 森林整備保全事業 設計積算要領等の 改正の概要

令和2年度の治山事業、林道事業及び災害復旧等事業を推進するに当たり、林野庁は「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正品確法」という。）の目的である、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成確保の促進、また、働き方改革や治山、林道施設の長寿命化対策などを踏まえ、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため、他省との整合性も取りながら、設計積算要領、標準仕様書等の一部改正を行いました。

改正の主な内容については、間接工事費率（現場管理費等）の見直し、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合の労務単価割増しの新設、スリットダム等の標準歩掛の見直し、トンネル補修工（ひび割れ補修工）の新設、週休2日に取り組む際の必要経費の見直し、被災地における積算基準

等の補正の継続などとなっています。

1 森林整備保全事業設計積算要

領の主な改正点について

(1)間接工事費率（現場管理費率）の改定

改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が定められたことを踏まえ、各工種区分の現場管理費を改定しました。

2 森林整備保全事業設計積算要

領等の細部取扱いの主な改正点について

(1)休日作業の補正

緊急時等、やむを得ず法定休日

3 森林整備保全事業標準歩掛の

主な改正点について

(1)（参考歩掛）スリットダム

スリット式治山ダムのうち、格子型とB型に区分していたものを統合して鋼材を用いた治山ダム（鞍管に鋼材を建て込む構造を除く）を施工する場合に見直しし、適用条件を組立・据付質量130t以下かつ透過部の幅20m以下としました。

(2)木材利用工

木材利用工の各工種の数量について、材積表示を削除し本数表示

に統一しました。

(3)航空実播工

積上げ共通仮設費の積算について、飛行作業に必要な機械等の輸送を必要に応じて計上できるように改定しました。

(4)仮設工新設歩掛

仮設材賃料等の計上方法を他事業と同一になるよう改定しました。

(5)トンネル補修工

トンネルのひび割れ補修における1トンネル当たりの低圧注入作業を新設しました。なお、覆道や道路ボックスカルバート等についても適用できます。

4 施工パッケージ型積算方式の

主な改正点について

既存施工パッケージを改正しましたので、令和2年4月時点の森林整備保全事業における施工パッケージ数は80工種2922パッケージとなり、施工パッケージ単価のみ設定されている工種は59工種となりました。

(1)試行実施要領

施工パッケージに係る実態調査の結果、路床盛土に係る施工機械・機種を改定しました。

(2)施工パッケージの基準改正

施工パッケージに係る実態調査の結果、施工機械、労務費等について変動が認められた工種について

て基準を改正しました。

ア 土工

山地治山土工における小規模土工、人力作業を適用しました。

イ 基礎・裏込栗石工

施工パッケージに係る実態調査の結果、削除しました。

ウ 落橋防止装置工

鋼構造物の現場孔明作業を追加しました。

エ その他

語句の修正や個別改正内容に連動した改正を行いました。

5 森林整備保全事業工事標準仕

様書の主な改正点について

(1)標準仕様書

ア 契約約款及び諸基準の改正に伴う修正を行いました。

イ 仮設工に「作業構台工、ケール」を追加しました。

ウ 段階確認一覧表に、埋設工及び暗渠工を追加しました。

(2)出来形管理基準及び規格値

ア 植生工、かご工、コンクリート治山ダム本体工、コンクリート側壁工、水叩工、鋼製ダム本体工（透過型）、木製治山ダム本体工、コンクリート土留工、石積及びコンクリートブロック積土留工、鋼製落石防止壁工」の規格値等を改正しました。

イ 語句の修正を行いました。

6 週休2日を実施する工事における間接工事費の補正について

（試行）の改正点について

現場の閉所状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率の補正係数を改定しました。

また、受注者希望方式における積算方法について、現場閉所の達成状況に応じた設計変更を改め、当初予定価格において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じた積算を行うこととしました。

【改正後】

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	5%(7日/28日) 以上28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

7 東日本大震災、熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地で適用する復興係数等について

(1) 間接工事費率

以下の補正係数を令和2年度も継続します。

ア 東日本大震災の被災三県（岩手、宮城、福島）「復興係数」

対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に以下の復興係数を乗じる。

・ 共通仮設費率…1.5

・ 現場管理費率…1.2

イ 熊本地震被災地（熊本県）の「復興係数」

対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に以下の復興係数を乗じる。

・ 共通仮設費率…1.4（阿蘇・上益城地域）、1.1（その他県内）

ウ 平成30年7月豪雨被災地（広島県）の「復興係数」

対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に以下の復興係数を乗じる。

・ 共通仮設費率…1.1  
・ 現場管理費率…1.1

(2) 工事標準歩掛

以下の歩掛については、令和2年4月以降も現状の補正率が継続して適用されます。

ア 東日本大震災の被災三県（岩手、宮城、福島）における標準歩掛を補正した復興歩掛  
標準歩掛を補正した復興歩掛を適用

・ 土工…補正率20%

イ 熊本地震被災地（熊本県）における標準歩掛を補正した復興歩掛

・ 土工…補正率20%

ウ 平成30年7月豪雨被災地（広島県）における標準歩掛を補正した復興歩掛

・ 土工…補正率20%

令和元年度  
「改善要望事項」に  
対する林野庁の見解

改善に係る要望時点は昨秋であり、林野庁見解については、令和2年4月1日時点のものです。

1 林道工事の間接工事費について  
（東北ブロック）

林道工事における間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）が国交省の道路改良工事費率と同じになっているが、林道工事にお

いては道路幅員が狭く、施工重機同士のすれ違いもできない片押し施工となり施工効率が極めて悪いのが現状です。

是非、林道工事独自の諸経費率アップをお願いしたい。

林野庁見解

間接工事費は工事を行うために必要な準備に要する費用、管理に要する費用または法定福利費等です。一方、施工効率は直接工事に係わるものであることから、施工効率の影響を間接工事費に反映させることはできません。

施工効率の影響については、引き続き土工等に関する工程調査等を行い、施工実態を踏まえ歩掛に反映するよう努めて参ります。

2 機械盛土について（東北ブロック）

必携（※）（P・190）「1-8 盛土1機械盛土(1)機種の選定」で、施工幅員が40m以上かつ対象土量が10,000m<sup>3</sup>未満の場合は、15t級又は11t級のブルドーザを使用することが標準と定められているが、特に林道災害復旧工事など

施工延長が短い場合には、施工幅員が40mでも、必携（P・194）「1-9-1盛土(ブルドーザ敷均し）」（狭幅）を適用するか、あるいは、現場に既に持ち込んでいる

バックホウと締め機械との組合せ施工での積算も可能にしていたきたい。

※「必携」…「令和元年度 治山林道必携・積算・施工編」【上巻】

林野庁見解

機械盛土の機種の選定に当たっては、工事規模、作業条件、土質、土の含水比、他の工種等と関連する機械の組み合わせ等により標準機種により難しい場合は、別途考慮することとしています。

従って、提出事項にあるとおり、他の工種と関連する機械の組み合わせ等による積算は可能であると考えます。

また、施工現場の施工幅員だけではなく、施工現場に至る路程の道路幅員も考慮し機種を選定する必要があります。

これらのことについては、具体的な施工事例等を示して、都道府県等に周知して参ります。

3 土質（岩質）区分について（東北ブロック）

必携（P・145）「1-1-1」に土質分類表があり、特に現場での岩質区分については、発注者（県の監督員）と受注者（現場代理人）とで意見が分かれることが多い。「大型ブレッカー○回打撃により掘削可能」など数値データ

などによる区分ができないか。

**林野庁見解**

岩質区分が発注者によって変わらないよう土及び岩の分類表並びに岩質の判定基準を用いて区分することを検討しています。

**4 「支障木(立木)処理費用の積算について(東北ブロック)」**

治山・林道工事に先立って行う支障木処理においては、伐採幅決定→伐採本数(場合によっては概算材積)の確認→伐採予定区域内の下刈り、灌木処理→伐倒→枝払い→用途に応じた玉切り→仮集積→トラック積込み地点への運搬→はい積みと実に多くの工程と作業量が発生する。

また、工事現場に隣接して送電線等があり特殊伐採が必要になった場合に、専門業者等に外注すると多額の費用が発生する。このような受注者(起業者)伐採の実態を十分に反映した設計・積算となるよう、県(発注者)をご指導願いたい。

**林野庁見解**

(通常の支障木処理について)  
支障木処理の工程フロー図を作成し、積算の参考とするよう周知して参ります。

(特殊な支障木処理について)  
特殊な伐採が必要になった場合

において、標準歩掛の適用が困難な場合は、見積りを徴収するよう要請して参ります。

また、現場説明書等に適正な入札が行える情報を示すよう要請して参ります。

**5 治山ダムの掘削等について(東北ブロック)**

治山ダムの設計において床掘土量を算出する際に、床掘幅に放水路縦断方向の中心の地盤高をかけて床掘土量を算出するが、近年の治山ダム設計においては、上流のりが緩くなる傾向にある(土石流対策や完成時に満砂状態ではない治山ダム設計の増)。

結果的に、実掘削土量との差が発生している可能性があり、床掘、埋戻し、運搬等の各工程の土量に影響している可能性がある。

このことは、林野庁でも把握しているところだが、今後の対応策等について見解をお聞きたい。

**林野庁見解**

治山ダム完成時における上流側の地盤(盛土)高に応じて上流の勾配は変化します。

現在の掘削土量の算出は、提出事項にある方法が一般に用いられているところですが、

対応策として、①変化毎に断面

を把握し正確な数量を把握する、②測量は従来のままとし、治山ダム基礎部の中心に仮地盤線を設け、より近似させる等の方法を検討しているところですが。

**6 共通仮設費に含まれる小規模な伐開について(中部ブロック)**

準備費で共通仮設費の率に含まれるとされている【(エ) a (c)】の小規模な伐開は、面積的な要件と立木の大きさ(胸高直径、樹高)の要件があると思うが、どの程度までの伐開を対象としているのかご教示願いたい。

**林野庁見解**

共通仮設費率に含まれる小規模な伐開における面積要件は特に定めていませんが、「現場事務所の設置に伴う伐開」、「材料保管場所、駐車場用地等に伴う伐開」、「工事着手前の基準測量に伴う伐開」、「縦・横断面の照査に伴う伐開」、「用地幅杭等の仮移設等に伴う伐開」、「丁張りの設置に伴う伐開」等、調査・測量、丁張り等に伴う伐開を行う面積を対象としています。

立木の大きさについては、伐開が可能な直径、樹高の参考値として、「森林土木工事安全施工技術指針」において、灌木等を刈払う場合は、切断部の直径が8cm程度以下のものであることとしていると

ころです。

各都道府県により立木要件が異なるものと考えられますので入札時に確認をするようお願いいたします。

なお、伐採に要する費用は準備費には含まれていないため、直接工事費に積み上げる必要があります。

**7 ロッククライミングマシン等の特殊な建設機械の運搬費の積算について(中部ブロック)**

運搬費で20t未満の建設機械の搬入は、共通仮設費の率に含まれるとされている【b(a) i(i)】。

しかし、ロッククライミングマシン等の特殊な建設機械の場合、遠方からの運搬が必要なものについて、積上計上されていないケースがある。

適切な積算を行うように指導等周知していただきたい。

**林野庁見解**

特殊な建設機械であっても、その質量が20t未満である場合は、共通仮設費率に含まれると考えますが、高所法面掘削機械を用いた森林整備保全事業以外の工事等の聞き取りを行った上で都道府県等に適切な積算を行うよう周知して参ります。

(現在把握しているのは、「高所機械施工協会」、「斜面安全掘削協

会」「セーフティクライマー協会」です。)

## 8 流木等の除去費用・数量算出方法について(四国ブロック)

平成30年7月豪雨をはじめ近年の連続する台風等度重なる豪雨災害により、各地で山腹崩壊等の山地災害が多発しており、災害現場においては倒木や流木が埋没した状態にあります。これらの除去費用等については、設計以上の費用が発生するとともに、歩掛や数量算出方法についても示されていない状況です。

については、除去に係る工程(掘り起こし、伐採、搬出等)に応じた歩掛や崩壊区域等に応じた数量算出要領の制定をお願いしたい。

### 林野庁見解

流木等の除去に係る工程は、昨年度から調査を行っているところですので。

必要な量の資料がそろった段階で分析を行い、歩掛の制定を検討して参ります。

## 9 高所法面掘削機によるのり切工の積算について(四国ブロック)

山腹崩壊地などの法面の掘削作業については、高所かつ急峻な地形であることから作業の安全性や施工性を考慮し、高所法面掘削機

によるのり切工を採用するケースが増加傾向にあります。

については、過去の実績等を参考に一般的な工法として、標準歩掛の制定をお願いしたい。

### 林野庁見解

標準歩掛は、全国的に標準となる工種、工法について定めているところであり、高所法面掘削機械による施工については、施工業者、機種等が限定される状況にあることや、掘削機械を吊り下げする方法が数種類あること等から見積りで対応していただいているのが実態です。

なお、平成21年度から27年度まで高所法面掘削機械による掘削は歩掛化されていたことは確認しています。

今後、廃止された経緯を確認するとともに、再度の歩掛化が可能か検討し、可能であれば歩掛化に向けて取り組んで参ります。

## 10 労務単価の改善について(北海道)

森林土木事業は、熟練した作業員が必要であり、傾斜地など特殊条件下で危険性も高い作業です。

近年、建設業への新規就労が減少している中でも森林土木関係は、特に厳しい状況です。

技能労働者の育成、確保においても標準歩掛が基本となるので、

森林土木特有の歩掛を検討していただけないか。

(参考)

山林砂防工適用基準

山腹・勾配30%以上、施工基面から直高25mを超える範囲(林道・作業台を設ける場合は除く)

※令和元年労務費単価(近畿地方)

- ・山林砂防工22,000円
- ・普通作業員17,100円

### 林野庁見解

森林整備保全事業設計積算要領(以下「積算要領」という。)等においては、山間地における実態に応じた設計積算等となるよう、山林砂防工、施工地域補正としての山間地補正、土工の現場条件による作業効率補正、小規模コンクリート打設に関する補正などについて定めているところです。また、標準歩掛全体として、20%の範囲内で歩掛を増減することができる旨規定しているところです。

今後とも、さらに現場実態を踏まえた積算要領等の整備に努めて参ります。

## 11 山林砂防工の労務単価の林道工事の採用について(四国ブロック)

急峻な山地での林道開設では、片押し施工であるため掘削土につ

いては、手前の作業ヤードに一時仮置き運搬が必要ですが、設計では掘削土は、その場で流用となっており、土の移動が設計計上されていません。一時仮置き後、埋戻しの為に二重の運搬費が必要です。

更には、この急峻な作業現場での作業は、普通作業員では安全面及び作業難度においても従事困難となります。

また、林道工事は開設に伴い山間奥地へと工事現場が移っていき、このため、資材、機械、人の輸送コストは、どんどん増加していきます。作業従事者の通勤時間は増し、実働時間は短くなってしまう。そして、昨今の地球温暖化による度重なる局所的豪雨は、施工延長が長く、集水面積の広い林道工事においては、対策費用(湧水処理・法面保護等)、工事の手戻りの作業費用も増加します。

このように、設計と実際との間に多くのかい離がありますので、工事個所の状況に応じた適正な設計で適正な利益が確保できま

### 林野庁見解

(片押し施工について)

土積の計算に当たっては、設計時点において掘削土の運搬計画を

作成する必要があると考えているところ。です。

ご質問の件につきましては、設計時における運搬計画の不備、積算時における計上不備があるものと考え、設計積算の両面の指導を行って参ります。

(安全面について)

林道の開設工事では、機械土工では特殊作業員や特殊運転手、ブロック積み工ではブロック工等により積算を行っているところ。です。

設計時に、必要な安全対策が計上されていない場合は、適切に積算するように要請して参ります。

(コストについて)

資材費については、引渡し場所からの運搬費の計上、見積りを徴収することによる小型車割増や未舗装割増等を確実に計上するように要請して参ります。

人員の輸送については、通勤補正が適用可能な場合は確実に適用するように要請して参ります。

(豪雨等への対策)

受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものでない限りは、不可抗力による損害と認められると考えられますので、請負代金額変更の手続きを行うようお願いいたします。

(要望事項(提出事項)への回答)

設計・積算時において、現地の施工条件や実態に応じた適切な設計・積算をすることに加え、設計変更が確実かつ適正に行われることと、適正な利潤が確保されると考えており、森林土木工事が適正な利潤が得られる工事となるよう、要請して参ります。

(要望事項(項目)への回答)

山林砂防工は、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業に従事する労働者に適用されるものです。

労務単価は、賃金の支払い実態を賃金台帳等により調査のうえ設定しているところであり、林道工事に従事している建設労働者の賃金を反映しているものと考えているところですが、現行の労務単価が現場実態とかなり離れていないかの把握に努めたいので今後の対応を検討して参ります。

**12 林道工事専用の経費率の新設について(公共道路整備の1.5倍以上)(四国ブロック)**

要望内容は11と同趣旨

林野庁見解

林道工事においては、国土交通省の道路工事の間接工事費率を準用しているところですが、現場からの意見等を踏まえ、現行の間接工事費が現場実態とかなり離れてい

ないかの把握に努めて参ります。現場実態とのかい離が確認された際には、適正な価格で工事が発注できるよう間接工事費率の検討を行って参ります。

**13 市場単価の見直しについて(関東・甲信越ブロック)**

働き方改革の要望として、週休2日を実施する工事における間接工事費の補正(試行)が行われているが、市場単価の工種で構成されている工事では、補正が僅かとなつている。市場単価の補正方法の見直しをお願いしたい。

林野庁見解

市場単価は、民々間の取引価格を調査して単価を算定するため、労務費、機械経費、材料費等の内訳が存在しないことから、週休2日による補正対応とはならないことをご理解願います。

なお、取引データの収集が困難になってきている工種については、市場単価方式による単価設定を廃止し、物価調査会及び経済調査会が実態調査の上で設定する歩掛をもとにした単価「土木工事標準単価」に移行することとされています。

**14 場所打擁壁工や治山ダム工などの法勾配の管理について(九州ブロック)**

森林整備保全事業施工管理基準の出来形管理基準では、コンクリート構造物などの出来形について、法勾配を管理することとして、その規格値を±1.0・0.02と定めているが、工事写真撮影要領では、法勾配の撮影についての記載がなされていない。

一方、国土交通省などの法管理は、コンクリートブロックに法長があるのみで勾配の管理やその規格値も定められていない。

については、コンクリート構造物の法勾配の管理を森林整備保全事業のみが実施する必要があるのか伺いたい。

林野庁見解

令和2年における工事標準仕様書の一部改正により、出来形管理基準及び規格値を改正しており、コンクリート構造物等の出来形管理における測定項目から、法勾配の測定は削除しております。

**15 歩掛の改正・見直しについて**

①東北ブロック

労務単価については毎年見直しが行われているものの、近年は森林土木事業を取巻く環境は著しく厳しい現状にあり、作業員の高齢化が進み作業効率が低下している状況にあることから、歩掛の見直しが必ずではないか。

② 関東・甲静ブロック

施工パッケージの歩掛が現場の状況と合っていない場合が多く、特に少額の工事については、赤字になってしまいうこともある(受注前に現場の詳細な状況を把握することは困難であり、受注後、現場を把握した上で、設計変更が柔軟に行えれば良いが、殆ど増額の変更は難しい状況である)。

また、歩掛は旧来のものを修正して使っており、現状に合わせた抜本的な改正をお願いしたい。

林野庁見解

① 歩掛の制定にあたっては、作業員が高齢化したことに伴う作業効率の低下を理由に見直しをすることはできませんが、実態調査において工程に著しい変化が見られる場合は、歩掛を見直していくこととなります。

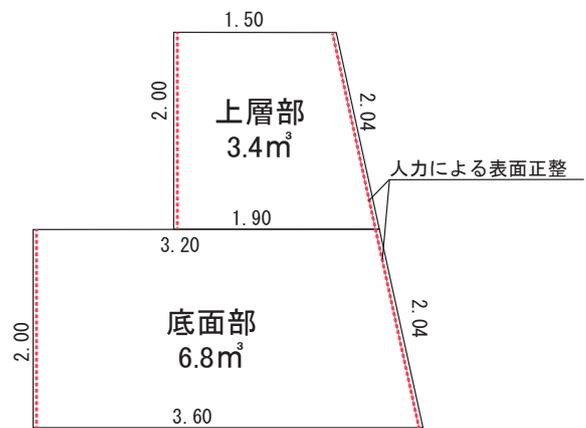
② 施工パッケージ単価は積上げ積算方式を施工パッケージ型積算方式に移行したものであり、時期が同じであれば、積上げ積算方式により算出した単価と同様の値になるものです。従って、施工パッケージ単価になったことで現場の状況と合っていないのではなく、他の要因によるものと考えられます。入札公告期間中に入札参加者が現場の詳細状況が伝わるような説

明資料の作成を都道府県に要請するとともに、不明な点など質問しやすい環境作りも行うよう要請して参ります。

また、「改正品確法」では、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額等の変更を行うとされていますので、都道府県に対して、その旨周知徹底して参ります。

16 鋼製柵谷止工の詰石歩掛について(東北ブロック)

鋼製柵谷止工の詰石作業は、バックホウにより石を投入し、上下流の表面に接する部分を人力で整正施工している。上層部に行くほど断面が小さくなり、詰石体積に対し、表面を整理する面積の割合は底面部より大きくなるとともに、作業スペースが狭くなり作業効率が悪く、m当りの手間が多くなる。例として底面部1m当りの詰石体積6.8m<sup>3</sup>、上下流合せた表面積が4・04m<sup>2</sup>とした場合、詰石体積に対し表面整理の割合は0・59m<sup>2</sup>/m<sup>3</sup>となる。同様に上層部では詰石体積3.4m<sup>3</sup>、上下流合せた表面積が4・04m<sup>2</sup>とした場合、表面整理の割合は1・19m<sup>2</sup>/m<sup>3</sup>で約2倍になる。設計は一律1m<sup>2</sup>当り普通作業員



0・1人となっているが、上層部では作業効率を含むと設計歩掛から数倍の手間がかかっている。施工断面積の大小による歩掛の見直しをお願いしたい。

林野庁見解

現行の標準歩掛は、単段または複数段の鋼製柵谷止工を対象として歩掛調査を行いその平均をもって歩掛を設定していると考えられ、施工断面積の大小にかかわらず適用できるものと考えています。

施工断面積の大小による歩掛の見直しはできませんが、今後、工程調査を実施した上で現在の歩掛とかい離が見られる場合は歩掛の見直しに取り組んで参ります。

17 広葉樹の伐木処理について

① 広葉樹の伐木処理について(中部ブロック)

森林整備保全事業標準歩掛において、参考歩掛(必携※)(P.154)として、伐木処理の記載があるが、スギ、ヒノキ及びカラマツの人工林に対する歩掛となっている。この歩掛を広葉樹の伐木に用いているものが見受けられ、手間のかかる広葉樹に対する補正などが行われていない。広葉樹の伐木処理についても参考歩掛が必要ではないか。

※「必携」…令和元年度 治山林道必携「積算・施工編」【上巻】

② 伐開について(中国ブロック)

施工に伴う伐採工や倒木処理が現場に見合う歩掛を使用されていないケースが多々あり、協議、見積り対応処理に時間がかかってしまい、着手が遅れることがある。法面工事等の伐採工・倒木処理についても積算、歩掛の見直しをお願いしたい。

③ チェンソー伐開について(中国ブロック)

歩掛と実作業の人役に大きな隔たりがある。実態調査を行い、適切な歩掛に見直していただきたい。

林野庁見解

① 広葉樹の伐木処理については、

現在歩掛がありませんので、発注者側が見積りによる設計を行うように適切に指導して参ります。

今後、広葉樹伐採の歩掛化について検討して参ります。

②現場に見合う歩掛又は見積りを用いた積算を行うよう適切に指導して参ります。

また、法面工事等の伐採工・倒木処理にかい離があるとすれば、受注者に聞き取りを行った上で実態調査を行い歩掛の見直しに努めて参ります。

③大きな隔たりがあるとすれば、受注者に聞き取り等を行った上で実態調査を行い歩掛の見直しに努めて参ります。

### 18 治山ダム工の打継面清掃について(中部ブロック)

治山ダム工の打継面清掃(必携上巻P783)について、歩掛ではレイタンスの除去、水洗いに適用することとなっている。

しかし、近年の現場では、洗い出し不要の打継面処理剤を散布し、省力化を図ることが多く、協議により施工しているため、標準歩掛として計上できないか。

#### 林野庁見解

標準仕様書5-3-5-4では、「受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタ

ンス、雑物を取り除き、コンクリート表面を粗にし、清掃しなければならぬ。」とされているところですが、

洗い出し不要の打ち継ぎ面処理剤が仕様書に沿ったものであるのか、十分な効果が発揮できているか検証が必要であると考えられます。今後、十分な検証を行った上で標準歩掛とすることができると検討して参ります。

なお、2017年制定コンクリート標準示方書「施工編・施工標準」9.2.2水平打継目では、

「(1)コンクリートを打ち継ぐ場合には、既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に除去し、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならぬ、とされているところですが、

(参考1)(ジョイントテックスCT-400)

(参考2)中部地整共通仕様書8-1-1-8-4コンクリート堰堤本体工

1. 圧力水等による清掃

受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去した

うえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならぬ。

2. 基礎岩盤及び水平打継目のコンクリート

受注者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿润状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならぬ。

3. モルタルの配合

モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。

4. 水平打継目の処理

受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除き、コンクリート表面を粗にし、清掃しなければならぬ。

19 谷止工裏の埋戻しについて(中国ブロック)

谷止工施工において、ほとんどの場合、掘削土砂の埋戻しは谷止工打設後、クレーン作業により谷止工裏への埋戻し作業となるが、設計上はバックホウによる機械掘削積込のみであり、クレーン損料・

賃料等は計上されていない。実態に合ったような作業工程での歩掛の運用を示してもらいたい。

#### 林野庁見解

標準仕様書5-3-5-3において、「受注者は、床掘土砂は、原則として堤体の上流側に運搬し、工事及び作業者の安全確保に支障がないように処理しなければならぬ。やむを得ず上流以外に処理する場合は、監督職員と協議しなければならぬ。」とされているところだ。

上流側に土砂を処理した後、その土砂を埋め戻し作業を行うために用いた機械をクレーン等により上流側から搬出しなければならぬ場合は、必要な経費を計上するよう要請して参ります。

やむを得ず下流側に処理した土砂を上流側の埋め戻しに用いる場合は、下流側に処理した理由が発注者の責によるものであったときには必要な経費を計上するよう要請して参ります。

なお、受注者の責によるものであったときには監督職員との協議結果に基づき対応をお願いします。

20 水替工について(中国ブロック)

基本的には作業時排水の設計であるが、床掘作業中などには夜間の水替えを行わなかった場合、冠

水してしまうので実際は常時排水を行っている。県にも要望しているが、林野庁からも現場の状況に応じ適切に対応しやすいよう指導をお願いしたい。

### 林野庁見解

標準仕様書「5-1-1-3-2排水処理」により、受注者は、工事の施工中は、滞水を生じないよう常に良好な排水状態に維持しなければならぬとされているところだ。

このことから、発注者はそのような状態が維持できる設計積算を行わなければならないものと考えます。

工事現場の水量、気象等も考慮しつつ現場の状況に応じた設計積算を行うよう要請して参ります。

### 21 ポンプ車打設について（中国ブロック）

施工場所が非常に狭く、生コンクリート打設を4tのポンプ車で施工する場合、骨材40mmを通すポンプ車が、県内に2台しかない中で、ポンプ車打設の費用が通常より割高になり、赤字になる。設計の段階でポンプ車打設の費用を考慮していただきたい。

### 林野庁見解

積算に用いた機械では、施工現場まで到達することができない場合、現場条件に見合った機械によ

り積算する必要があると考えます。施工現場に至るまでの道路条件等も踏まえた積算を行うよう要請して参ります。

### 22 ウィークリースタンスの推進について（東北ブロック）

国土交通省工事では、ウィークリースタンスの推進として以下の項目について受発注者間で共有し、工事を進めるよう特記仕様書に明記されています。

森林土木事業においても、特記仕様書等に明記し推進してはどうか。

#### 1. 打合せ時間の配慮

打合せは、勤務時間内に行う。

#### 2. 資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならぬ状況が発生しないよう十分に配慮する。

#### 3. ワンデーレスポンスの徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

### 林野庁見解

森林土木工事における働き方改革を進めるため、要望のあったウィークリースタンスの推進については特記仕様書への明記も含め取り進む方向で検討いたします。

### 23 ワンデーレスポンスについて（東北ブロック）

工事標準仕様書に、ワンデーレスポンスについては、「監督職員

は、ワンデーレスポンスに努めるものとする」と記述されていますが、そもそも監督員に質問しても1週間も2週間も投げられている現場が手待ちになっていることなどが始まりで、表現を「努めるものとする」という努力義務では、改善されないのではないか。原則、日数を限定するような表現にはならないものか。

### 林野庁見解

ワンデーレスポンスの趣旨が「その日のうちに」が基本的な考えとなりますので、日数を限定するような表現はできないと考えているところだ。

改めて、ワンデーレスポンスの趣旨を都道府県に伝え、「その日のうちに」、「現場を待たせない」が徹底されるよう取り組んで参ります。

### 24 労働条件の改善、工事費の抜本的見直しについて（関東・甲

### 静ブロック）

ア 山村地域で自然災害から住民の安全・安心を守り、地域経済の担い手である森林土木建設業は、労働条件の改善等による労働力の確保、継続が課題となっています。

近年は週休2日制導入や熱中症対策のための補正が試行されており、本年も6月20日付けで、森林管理局、各都道府県等に「週休2

日を実施する工事における間接工事費の補正について」という通達を発出し、森林土木工事従事者の週休2日の取得に向けた費用の計上に前向きに対応をいただいております。

しかしながら、森林土木工事は、山間遠隔地の急斜面または狭隘な谷間における作業を強いられることが多く、厳しい作業環境の中、工事の進捗を上げるため、作業員及び作業時間を通常より多く要している状況にあります。

今後も魅力ある職場とするため、画一的な積算にとられず、週休2日取得に向け、さらなる労務単価等の各経費の計上と歩掛の補正、また、制度の拡充や補正率のアップ等をお願いします。

イ 働き方改革により、1日の作業時間が短縮され、工期が延びるため、工事費の積算（労務費や現場管理費等）が工事現場の実態に合わなくなっており、抜本の見直しを要望します。

#### （例）

① 冬季の工事は、山場は日照時間が少なく、半日しか作業ができないため、工期が2倍に延びることになる。

② 道路使用許可時間帯は原則9時から18時までであり、厳しく制限

されるため、道路工事等では、現場の準備から片付けまで（重機の搬入・搬出や休憩時間等も）入ると実際の工事時間は5時間程度にしかならないため、工期が延びてしまう場合が多い。

③コンクリートの打設では、養生期間を確保するため、木曜日に生コン会社に注文が殺到して、予約できず、工期が延びてしまう場合が多い。

#### 林野庁見解

林野庁直轄の森林土木工事においては、政府として推進する「働き方改革」の一環として、週休2日の取得に資する費用の計上を試行しているところ。受注工事において週休2日制を導入した際には、労務費、共通仮設費、現場管理費、機械経費（賃料）に補正を乗じるよう改正しています（4週8休の場合、労務費1.05倍、機械経費（賃料）1.04倍、共通仮設費1.04倍、現場管理費1.05倍）。

今後、補正係数などにつきまして、他事業の積算手法などを勘案しながら必要に応じて対応して参ります。

また、厳しい作業環境の中、工事の進捗を上げるため、作業員及び作業時間を通常より多く要している状況の解消に向け、週休2日

工事とする場合は、週休2日を踏まえた工期設定をするよう地方公共団体へ要請して参ります。

#### 25 働き方改革に伴う現場管理費（職員給与、福利厚生費等）等の見直しについて（関東・甲斐ブロック）

建設業の働き方改革は、週休2日制の導入や、時間外労働の削減など、現場の技能者（作業員）への対応は様々な場で論議され、設計労務費の質上げ等改善されてきております。

一方、現場を管理する「主任（監理）技術者」などの給与・手当については、現場管理費に含まれているとのことでありますが、人件費や社会保険料にかかわる部分については積算根拠が示されるべきと考えます。

また、現在の積算体系では、労務費が上がれば直接工事費も上がり、共通仮設費（率分）や現場管理費の諸経費も増額となりますが、受注者の責によらない理由で工期延期になった場合、直接工事費が増額しない限り諸経費へ反映されません。このような場合でも、請負業者側では延期された工期を含む職員の給与を支払いますので結果的に現場の採算性を圧迫するこ

ととなります。

諸経費率については改善されてはおりますが、労務単価の上昇や技術者の需要が増大する中、諸経費率の改善を求めるとともに、現場管理費中、特に「主任技術者を含む現場従業員の給料・手当」がどのくらい計上されているのかわからないため適切な給与水準を把握することが難しい状況にあります。そこで、諸経費率の更なる改善とともに、主任技術者等の給与・手当また社会保険料等の算出根拠の公表についてご検討を要望します。

#### 林野庁見解

ご案内のとおり、現在の積算体系における間接工事費の率については、公共工事の関係省庁及び関係法人が、毎年実施している間接工事費等諸経費動向調査に基づき示された率を準用しており、現場従業員の給料、諸手当、賞与及び社会保険料等（以下「給料等」という。）についても動向調査に基づき示された現場管理費（率分）に含まれているところです。

これらのことから現場従業員の給料等を分離して積算根拠を示すことができないことをご理解願います。

#### 26 発注時期の平準化及び適正な

工期の算定について  
(全国)

新・担い手三法の施行により、施工時期の平準化、適正な工期の設定、適切な設計変更等発注者としての責務等について、条文等において明記されたところですが、これに関して林野庁の考え方、今後の都道府県等に対する指導の考え方についてご教示願いたい。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品質法」と言う。）」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」）

#### （関東・甲斐ブロック）

①品質法が改正され計画的な発注がなされることとなりましたが、まだ、年度末に工事が集中しています。については、小規模工事も含め、なお一層の発注時期の平準化がなされるよう、都道府県に対し、強い指導を要望します。

②また、国の働き方改革により、中小建設業者は時間外労働や週休2日制等の制約で、工事日程に影響が出ています。工事発注にあたっては、余裕を持った適正な工期設定がなされるよう、都道府県に対し、強い指導を要望します。

#### （九州ブロック）

一方、現在、必携では標準工期が記載されていないが、抛り所と

しての週休 2 日制を考慮した標準工期を設定していただきたい。発注者、受注者側とも適正か判断し兼ねず、工事途中での工期だけの変更は困難です。

#### 林野庁見解

(全国)

新・担い手三法の施行により「働き方改革の推進」、「生産性向上への取組」、「災害時の緊急対応の充実強化、持続可能な事業環境の確保」、「調査・設計の品質確保」が明記されているところであり、林野庁としてもこれら一つ一つにしっかりと取り組んで参ります。

一方、これらへの取組は発注者のみならず、受注者（建設業者、調査設計業者）とともに取り組むことによつてさらなる成果が期待できるものであると考えていることから、森林土木事業に関してお気づきの点があればご意見をいただきたいと考えています。

また、事業の実施においては、改正品確法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成、確保に配慮しつつ、発注関係事務が適切に実施されるよう、引き続き、都道府県等を指導して参ります。

(関東・甲静ブロック)

公共工事の施工時期の平準化が

図られることは、年間を通じた工事量の安定化により、公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものと考えています。

林野庁においても発注時期の平準化に向けて、工事の早期着手を図るため必要な手続きを経ることにより、着手年度の前年度に当該工事に係る調査・測量・設計業務を実施することを既可能としており、各種会議等の場で都道府県に周知しているところです。

引き続き、適正な工期の確保並びに事業の平準化に資するよう、補正予算やゼロ国債の確保に努めて参ります。

(九州ブロック)

工期の設定に当たっては、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定するものとしているところであり、現場により区々の対応が求められるものと考えています。

また、発注者自らが設定している工期を、発注者が適正か判断できないことがあつてはならず、適正な工期設定を行うよう要請し

て参ります。

#### 27 適正利潤の確保について（関東・甲静ブロック）

現在、森林関係の業者は、施工も大変な上、適正な利潤も出ないため激減している。今後、作業員の高齢化も進み、大幅な改善ができない限り、施工業者はいなくなると考える。適正利潤の確保のため大幅な改善をお願いしたい。

#### 林野庁見解

設計・積算時において、現地の施工条件や実態に応じた適切な設計・積算をすることに加え、設計変更が確実かつ適正に行われることで、適正な利潤が確保されると考えており、森林土木工事が適正な利潤が得られる工事となるよう、具体的な設計・積算の事例等を示して指導して参ります。

#### 28 森林土木事業の早期・適期発注について

##### ① 北海道

森林土木事業の新規事業は、同年度に委託測量・設計積算・公告・入札・施工となるため、時期的に早くても 8 月以降となるのが現状です。また、事業個所は山間僻地での工事が多く、部局によっては豪雪地帯のため、11 月以降は施工が困難となるおそれがあります。森林土木事業の早期・適期発注の

ためには、委託測量を前年度に実施するようお願いしたい。

##### ② 四国ブロック

災害復旧及び通常の治山・林道工事の発注時期について、早期の復旧、完成のため、早期発注に努めていただいているところですが、上半期に発注が集中すると請負業者も限られていることから受注したくてもできず、入札不調となるケースもあります。安易に早期発注を進めるのではなく、ゼロ国債や繰越、翌債制度をうまく活用し年間の発注が平準化する方が、結果的に安全に早期復旧、完成が見込まれると思いますので検討をお願いしたい。

#### 林野庁見解

(①について)

新規事業にあつては、その事業が補助事業である場合、事業採択前の測量設計費は都道府県等の単独事業費となるため都道府県等の予算事情にあわせて発注されるものであり、国からの要請はできません。事業採択後の新規事業にあつては、予算成立後でなければ事業発注ができないため、予算成立後速やかに事務を行うよう要請して参ります。

また、工事の実施期間については、適正な工期により発注しなけ

ればならないこととなっており、天候等を考慮した適正な工期により発注するよう要請して参ります。

なお、治山事業にあつては調査・測量・設計業務の前年度における先行実施について、平成25年9月12日付けの事務連絡により各都道府県に通知しているところです。

令和元年度以降の工事着手箇所についても、各都道府県に対して同様の取り組みを行うよう、条件等を含めブロック会議等の場において周知・徹底を行ってきているところであり、これらの取り組みを引き続き進めて参ります。

#### ②について

余裕期間を活用した工事、ゼロ国債または翌債制度等を活用した工事の平準化に努めるよう要請して参ります。

また、施工箇所が点在する工事の活用も考えられることから、併せて都道府県等へ周知して参ります。

### 29 工事書類の削減について(四国ブロック)

働き方改革の一環として、週休2日や熱中症対策にかかる諸経費率の割り増しについて行われているところですが、しかし、諸経費アップだけでは人手不足のなか労働時間短縮にはつながらないことか

ら、労働時間短縮の一つの方策として発注者に提出する書類のスリム化を推進していただきたい。

特に、工事書類については、品質の確保や労働安全確保という名目で多くの書類を作成している。一部簡素化によりデータのみの提出等に改正していただいているところですが、特に規模の小さな業者にとつては、技術者への負担が大きくなっているため、さらに必要最小限の提出書類となるようお願いします。

#### 林野庁見解

情報共有システムを活用した工事書類等を電子処理することができるとしてありますので、入札時、契約時又は契約後の打合せの際に発注者に確認をお願いします。また、電子納品を導入している発注者もありますので、併せて確認をお願いします。

引き続き、工事書類等の簡素化・削減を推進するとともに、工事書類作成のルール作りについても検討して参ります。

### 30 新・担い手三法にかかる協会の役割について(九州ブロック)(全国)

今年6月に新・担い手3法が改正され、改正品確法第7条の「発注者の責務」で第4項と5項が新

設された。

特に第4項は、「発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法第27条の37に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者との連携を図るよう努めなければならない。」と規定されている。

当協会は任意団体であり、その他の者と解され協定の締結先の候補者となり得るのか御教示願います。また、林野庁は、この条文に対しての対応をどのようにしていくのか御教示願います。

さらに、建設業法第27条の39や新設された40は、建設業法第27条の37に規定する建設業者団体と明記されていることから、この団体のみに課せられた責務であると解してよいのかご教示願いたい。

新設された第27条の40の条文は、復旧工事の施工業者と自治体などとの連絡調整、資材や建設機械の調達に関する調整などである。

#### 林野庁見解

(品確法第7条第4項関係) 「建設業者団体」は、建設業法第

27条の37の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体を指します。

「その他の者」には、建設業者団体以外の森林整備保全事業に係る工事を受注している者なども含まれると考えています。

このことから、任意の団体であっても「その他の者」として協定の締結先の候補者となり得ると考えています。

#### (林野庁の対応)

林野庁としては、この条文の趣旨を都道府県に周知して参ります。(建設業法第27条関係)

法律(建設業法)の解釈についてはその法律を所管する省庁においてなされるものでありますので、詳細な解釈に関する回答については控えさせていただきますが、第27条の40に明記されている災害発生時の各種調整等については、「その他の者」であつても、可能な範囲でのご対応について期待されているものと考えています。(参考) 建設業法第27条の40

建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共

団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

### 31 災害防止協定の締結について (中国ブロック)

近年大規模な災害が頻発する中で、森林土木業界にも災害時の対応等が求められるケースが増えていくところであり、災害防止協定の締結及びそれに基づく活動実績が、「地域活動貢献度」等として評価され加算対象になるように県に対する指導をお願いしたい。

#### 林野庁見解

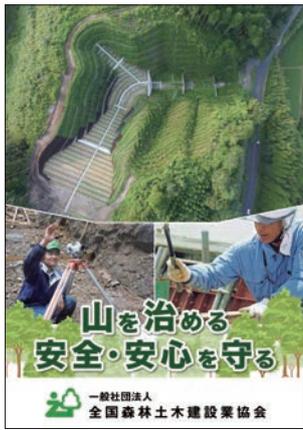
災害防止協定に関しては、「山地災害発生時等における森林土木施設の点検活動等について」(平成27年3月6日付け)林野庁森林整備部長から都道府県林務担当部長宛(文書)により、各県において災害発生時における体制整備を図り、迅速な措置及び山村地域の住民の安全・安心の確保等について依頼しており、その後、貴協会傘下の会員においても協定を締結され、災害発生時に地元において大いに評価された事例があると聞いています。

このようなことから、引き続き本通達の趣旨を周知するとともに、

森林土木業界との災害協定の締結及びそれに基づく活動実績がある場合は、それに見合った適正な評価がなされるよう都道府県等に要請して参ります。

### 令和2年度 安全ポスターの作成

全森建では、昨年11月28日(木)に開催した技術・労働委員会において、各協(議)会会員から応募された写真の中から、厳正な審査を行い、最優秀作品を主体に過去の入賞作品も組み合わせ、令和2年度労働安全ポスターを作成しました。また、安全標語については、ご応募いただいた作品を参考にしました。



なお、本ポスターは各協(議)会へ送付いたしました。会員企業の皆様には本年度労働災害防止に努めていただくようお願いいたします。

### 林野庁幹部人事異動

次の通り異動がありました。

令和2年3月31日付

◇定年退職 新島 俊哉  
(北海道森林管理局長)

◇退職 川野 康朗  
(林野庁計画課海外森林資源情報分析官兼企画課付兼治山課付)

◇退職 小山富美男  
(林野庁林政課林業・木材産業情報分析官兼管理課付)

◇退職 上田 浩史  
(森林技術総合研修所長)

◇定年退職 河野 晃  
(林野庁林政課林業・木材産業情報分析官兼木材産業課付兼木材利用課付)

◇定年退職 吉野 示右  
(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所総括審議役)

◇定年退職 合田 和弘  
(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所審議役)

◇定年退職 森脇 和正  
(中部森林管理局次長(名古屋事務所長))

◇退職 井出 光俊  
(国研)森林研究・整備機構森林整備センター審議役(監査・リスク管理担当)

◇退職 両角 実  
(林野庁管理課管理官 (人事管理担当))

◇定年退職 大場 隆也  
(林野庁整備課災害査定官、整備課課長補佐(総務班担当))

◇退職 古谷 治久  
(林野庁整備課課長補佐(林道事業班担当))

◇定年退職 大倉 弘二  
(林野庁治山課課長補佐(総務班担当))

令和2年4月1日付

#### ◎林野庁関係

◇(国研)森林研究・整備機構理事 矢野 彰宏

◇(国研)森林研究・整備機構森林整備センター審議役 寺川 仁

◇(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所総括審議役 中山 浩次

◇(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所審議役 今泉 裕治

◇(国研)森林研究・整備機構森林整備センター審議役 今泉 裕治

◇(国研)森林研究・整備機構森林整備センター審議役 今泉 裕治

◇(国研)森林研究・整備機構森林整備センター審議役 今泉 裕治

◇(国研)森林研究・整備機構森林整備センター審議役  
(森林整備部付)

岡村 和哉

(林野庁林政課林業・木材産業情報分析官兼業務課)

◇(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター海外協力部長

稲本 龍生

(林野庁研究指導課森林保護対策室長)

木暮 甲吉

◇林野庁林政課林業・木材産業情報分析官兼業務課

伊卷 和貴

(林野庁計画課施工企画調整室長)

◇林野庁林政課林業・木材産業情報分析官兼業務課

村山 直康

(林野庁林政課林業・木材産業情報分析官兼木材産業課付兼木材利用課付)

(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場長兼森林総合研究所関西支所育種調整監

大政 康史

◇林野庁治山課長

佐伯 知広

(林野庁治山課山地災害対策室長)

◇林野庁林政課監査室長

石橋 岳志

(北海道森林管理局計画保全部長)

◇林野庁計画課施工企画調整室長

赤羽 元

(林野庁経営企画課課長補佐(総括))

◇林野庁治山課山地災害対策室長

金谷 範導

(林野庁業務課企画官(森林土木環境担当))

◇林野庁研究指導課放射性物質影響評価官

松本 純治

(林野庁整備課課長補佐(総括))

◇林野庁整備課課長補佐(総括)

城 風人

(長野県林務部信州の木活用課長)

◇農村振興局地域振興課課長補佐(総括及び総務班担当)

村山 直康

(林野庁計画課入札契約技術企画官)

◇林野庁計画課入札契約技術企画官

徳留 善幸

(農村振興局設計課入札契約技術企画担当)

◇林野庁治山課課長補佐(災害対策班担当)

水野 明

(林野庁治山課課長補佐(災害対策班担当))

◇林野庁整備課災害査定官、整備

班担当)

石橋 岳志

課課長補佐(総務班担当)

安藤 建一

(林野庁研究指導課課長補佐(総務班担当))

◇林野庁整備課課長補佐(林道事業班担当)

中島 朝和

(林野庁整備課森林土木専門官、内閣府地方創生推進事務局参事官(地域再生担当)付参事官補佐)

◇林野庁治山課課長補佐(総務班担当)

秋山 広

(中部森林管理局東濃森林管理署長)

◇林野庁治山課課長補佐(施設計画班担当)、内閣府沖繩振興局参事官(振興第2担当)付)

石井 康彦

(林野庁業務課課長補佐(治山班担当))

◇森林管理局関係

◇北海道森林管理局長

原田 隆行

(九州森林管理局長)

◇東北森林管理局長兼復興庁岩手復興局付兼復興庁宮城復興局付

柳田 真一郎

(国研)森林研究・整備機構理事)

◇九州森林管理局長

小島 孝文

(東北森林管理局長兼復興庁岩手復興局付兼復興庁宮城復興局付)

◇東北森林管理局次長(青森事務所長)

長江 良明

(林野庁林政課監査室長)

◇関東森林管理局次長(東京事務所長)

中村 毅

(林野庁業務課国有林野管理室長)

◇中部森林管理局次長(名古屋事務所長)

花村 健治

(四国森林管理局総務企画部長)

◇北海道森林管理局計画保全部長

小島健太郎

(林野庁経営課特用林産対策室長)

◇関東森林管理局総務企画部長

高橋 東

(四国森林管理局四万十森林管理署長)

◇中部森林管理局計画保全部長

畑 茂樹

(林野庁木材利用課木材貿易対策室長)

◇四国森林管理局総務企画部長

大竹 武司

(林野庁林政課課長補佐(人事第1班担当))

◇四国森林管理局森林整備部長

武田 義昭

(大臣官房政策課調査官兼林野庁

班担当)

武田 義昭

(大臣官房政策課調査官兼林野庁

班担当)

武田 義昭

(大臣官房政策課調査官兼林野庁

班担当)

武田 義昭

## 地方協会だより (21)

## 新潟県協会における農地農林委員会の活動

## — (一社)新潟県建設業協会 農地農林委員会 —

## ●はじめに

新潟県は、県土の総面積のうち68%にあたる86万haの広大な森林を有しています。針葉樹はスギを中心にアカマツ、カラマツ等、広葉樹はブナ、ナラを主体とした多様な樹種で構成されており、県土の保全や水資源のかん養、心の癒しや保健・休養等に大きな役割を果たしています。

こうした状況を踏まえ、県では「にいがた未来創造プラン」及び「にいがたA F Fリーディングプラン（新潟県農林水産業施策推進計画）」を策定し、森林資源の利用促進による林業の振興、森林の有する公益的機能の発揮に向け様々な施策の展開を図っています。

## ●当協会の沿革

以前から全国森林土木建設業協会の会員であった新潟県治山林道建設業協議会が、公共事業費の大幅な削減や入札制度改革に伴う価格競争の激化等により、

平成21年3月31日に解散したことから、(社)新潟県建設業協会の農地農林委員会が事業を継承し、全森建に入会することとなりました。

事業の見直しにより、協議会が行っていた森林・林業関係団体等への支援、技術検討会の開催や各種イベントへの参加については原則廃止とし、支援が必要な場合は各団体から新たに申請してもらうことになりました。

全森建福祉共済制度についても継承していますが、当協会は全森建加盟団体の証明をするだけの窓口業務を条件として引き継いでおり、新規加入の募集はしていないのが実態です。

## ●活動状況

## ①県との意見交換会

農地農林委員会には、上部組織としての農地農林委員会と下部組織としての農地農林施工課題専門ワーキンググループがあります。

会員から課題となっている提

案議題を提出してもらいワーキンググループによる内容検討を経て、事業推進や県内全般に係る課題については県幹部と委員会で、また設計・積算・発注・施工・検査等の具体的な施工課題については県担当者とワーキンググループでそれぞれ意見交換会を開催しています。

近年は、受注機会の減少に伴い提案議題の件数確保にも苦労している状況にあります。意見交換会の場で県の取り組み、タイムリーな話題や予算状況等の情報提供をいただくとともに、発注者・受注者間の課題も少しずつ改善しています。

## ②要望活動

毎年12月上旬に(一社)新潟県建設業協会が東京で県選出国会議員へ予算要望を行っており、農地農林委員会もこの日に合わせて県選出の森林整備・治山事業促進議員連盟の議員へ森林土木事業の補正予算編成や次年度当初予算の増額確保等を要望し



県選出国會議員への予算要望



農林施工課題専門ワーキンググループと県担当者との意見交換会

ています。

●災害協定の締結

当協会では平成8年7月1日に、新潟県内における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援業務の実施に関して県と協定を締結しています。

その後、平成16年新潟県中越地震、平成19年新潟県中越沖地震、平成23年新潟・福島豪雨等と立て続けに大災害に見舞われましたが、協会はその都度、協定に基づく要請を受け迅速に復旧対応してきました。

●終わりに

当協会の運営について、独自活動まで手が回らない現状ですが、治山・林道事業の施工や労働災害の防止等を通じて、少しでも会員企業の力になりたいと考えていますので、全森建の皆様には引き続きご指導いただきますようお願いいたします。

(十四頁よりつづく)

木材産業課付兼経営企画課付)

◇関東森林管理局治山課長

浜浦 武昭

(林野庁計画課課長補佐(施工技術班担当))

今年の主な行事(予定)

(今後変更等があり得ますのでご注意ください。)

6月17日(水)

・正・副会長会議

・理事会

・表彰式

・令和2年度全森建定時総会

11月18日(水)

・「全森建」技術・労働委員会

(東京都)

11月25日(水)～27日(金)

・「全森建」森林土木総合技術研修

(中央研修・東京都)

編集後記

◎表紙の写真について

この滝の落差は約10mと規模は小さいですが、幅は約20mあり、カーテンのように幅広く落ちる水が木漏れ日に照らされる様子は、とても優美で神秘的です。

阿蘇のカルデラをつくった約9万年前の巨大噴火でできたと言われるこの滝は、長い年月をかけて現在の形になりました。

滝上部の固い岩盤や滝裏のやわらかい地層は、今も浸食等を繰り返して、少しずつ形を変えています。

春には期間限定で滝を裏側からライトアップするイベントが開催されます。(小国町ホームページより)

◎全森建の令和2年度事業がスタートしました。各協(議)会はじめ関係者の皆様には、本年度もよろしくお祈りいたします。

◎新型コロナウイルス感染症の拡大が終息しない中、各協(議)会におかれましても対応にご苦心されていると思います。

各会員の皆様方のご健康をお祈り申し上げます。

